

西条市議会基本条例評価・検証結果一覧表【令和３年２月２４日から令和７年２月２３日まで】

議会基本条例		取組状況等	評価	今後の対応等
前文	西条市は、穏やかな瀬戸内海を見下ろす西日本最高峰「石鎚山」の豊かな緑と清い水の恵みを受け、「人がつどい　まちが輝く　快適環境実感都市」を将来像としたまちづくりを進めている。 西条市議会は、本市のまちづくりの基本理念に鑑み、市民の負託に応えるべく、先人が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、市域の課題の把握と市民の様々な意見の反映に努め、政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、議会活動の充実強化に取り組んできた。 今日、著しく変化する社会経済情勢の中で、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割は更に重要となっており、これまで積み重ねてきた議会の活性化に関する取組を確かなものとし、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、意思決定、行政監視、民意集約、政策提言などを通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与しなければならない。 議会及び議員は、その使命、役割、責務を自覚しながら、崇高な政治倫理の下、市民からより一層信頼される議会を目指して取り組んでいくことを決意し、議会運営及び議員活動の基本となる事項を定める条例をここに制定する。	(目的・定義などのため検証対象としない)	対象外	
第１条	(目的) この条例は、西条市議会（以下「議会」という。）及び西条市議会議員（以下「議員」という。）に係る基本的事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。	(目的・定義などのため検証対象としない)	対象外	
第２条	(趣旨の尊重) 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。	(目的・定義などのため検証対象としない)	対象外	
第３条	(議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民を代表する議事機関としての議決責任を常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。 (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）への監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を能動的に十分発揮できるよう、不断の努力を行うこと。	・会議の傍聴、ユーチューブを介した本会議インターネットのライブ中継及び録画配信 ・市議会だよりやホームページ、市議会フェイスブックによる情報発信 ・中学生議会の開催 ・議会報告会の開催 ・政策提言会の開催	B	・幅広い層に議会に関心をもってもらうためにも、本会議のインターネット中継の視聴を促す取組が必要である。 ・市民の声を市政に反映させるために、議員間や委員会等での取組を協議・調査する必要がある。
	２　円滑で市民に分かりやすい議会運営を行うため、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる西条市議会会議規則（平成１６年西条市議会規則第１号）、西条市議会委員会条例（平成１６年西条市条例第２０８号）及び西条市議会申し合わせ事項等を適宜又は継続的に見直すこととする。		A	
第４条	(議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を通して、市政の論点、争点を分かりやすく明らかにするよう努めること。 (2) 市民の代表として、日常の調査活動及び自己研鑽を通して常に自らの資質の向上に努めること。 (3) 議会の構成員として、議会機能の向上及び円滑かつ効率的な議会運営に努めるとともに、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。		A	・議員間で議論を尽して合意形成を図るために、委員会等での議員間討議の実施を検討する。

評価基準 A：できている（現状の取組を維持） B：おおむねできている（現状の取組の改善が必要） C：ふじゅうぶんである（条文や取組の見直しが必要） 対象外：目的や定義などのため、検証対象としない条項

議会基本条例		取組状況等	評価	今後の対応等
第5条	(議員の政治倫理) 議員は、市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位を保持しなければならない。		A	・市民の代表として、よりいっそうの政治倫理の確立に努める。
第6条	(議員定数及び議員報酬) 議員定数は、西条市議会議員定数条例（平成20年西条市条例第1号）、議員報酬は、西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）にそれぞれ定めるところによる。	・議員定数の改正（令和3年2月14日） 定数30人⇒28人 ・議員報酬の改正（令和5年4月1日） 議長 456,000円 ⇒ 502,000円 副議長 393,000円 ⇒ 439,000円 議員 366,000円 ⇒ 412,000円	B	・令和元年度に議会活性化推進特別委員会において方向性が示された議員報酬額（48万748円）となっていない。
	2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を活用するよう努めるものとする。		B	・人口減少が進む中、多様な人材の議会への参画を促すために、参考人制度や公聴会制度を活用し、適切な議員定数や議員報酬額について検討する必要がある。
	3 議員定数及び議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出するものとする。		A	
第7条	(会派) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	(目的・定義などのため検証対象としない)	対象外	
	2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。	(目的・定義などのため検証対象としない)	対象外	
	3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	・会派代表者会議の開催（令和3年2月24日）	A	
第8条	(政務活動費) 政務活動費に関することは、西条市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年西条市条例第7号）で定めるところによる。	・政務活動費の収支報告書等をホームページで公開	A	・政務活動費の充実・強化に向けた調査・研究を行う。
第9条	(情報公開の推進) 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。	・会議録検索システムによる会議録の公開 ・ホームページでの政務活動費等の公開 (視察報告、賛否状況等)	A	
	2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するものとする。		A	・委員会の傍聴はできるが、映像の公開まではされていない。
	3 議会は、西条市情報公開条例（平成16年西条市条例第11号）の実施機関として、議会活動に関する資料を原則公開するものとする。		A	
第10条	(市民による政策提案) 議会は、請願及び陳情（以下「請願等」という。）を市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議又は審査するものとする。		A	・継続審査の案件について、閉会中の委員会においても積極的に審査するよう努める。
	2 議長及び委員長は、請願等の審議又は審査に当たり、必要に応じて請願等の提出者から意見を聴く機会を設けることができる。		B	・請願者からの意見陳述を検討する必要がある。

議会基本条例		取組状況等	評価	今後の対応等
第11条	(広報広聴の充実) 議会は、議案に対する審議経過及び各議員の賛否等を公表し、議会の活動を市民が的確に評価できるよう情報提供に努めるものとする。	・市議会だよりやホームページにおいて各議員の賛否等を公開	A	・議案審査の内容を市民に分かりやすく伝えるために、市議会だよりの更なる工夫が必要である。
	2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、インターネットやホームページ、議会広報紙その他の多様な情報伝達手段を用いて、広報活動の充実に努めるものとする。	・市議会フェイスブックによる情報発信	A	
	3 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため、広聴活動に努めるものとする。		A	・議員個々ではなく、議会又は委員会単位の取組として、市民の意見を聴く場を設ける必要がある。
第12条	(議会報告会) 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般について、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。	・議会報告会の開催 【令和3年度】 令和3年12月8日 動画配信 【令和4年度】 令和5年1月6日 動画配信 【令和5年度】 令和6年1月 市内5高等学校 【令和6年度】 令和6年7月29日 中学生議会	A	・開催回数や小規模単位での開催等、市民がより参加しやすい開催方法を検討する必要がある。 ・市民の意見について、委員会等での議員間討議を通して政策化できる取組の検討が必要である。
	2 議会報告会に関し必要な事項は、議長が別に定める。		A	・対面方式だけではなく、オンライン方式等での開催も必要である。
第13条	(市長等との関係) 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の構築と保持に努めなければならない。		A	・市長との対話を通し、引き続き緊張ある関係の構築と保持に努める。
	2 議員は、本会議における質問において、市政における論点及び争点を明確にするため、一問一答方式等で行うことができる。	・一問一答方式又は複合方式での実施（一般質問）	A	・再質問に対する理事者の答弁を自席で行うなど、一問一答方式等の運用方法の調査・研究が必要である。
	3 議長又は委員長は、会議等における審議又は審査の充実に図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対して議員（委員会における委員を含む。）の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。		A	
第14条	(議会審議における論点の形成) 議会は、市長等が提案する重要な政策について、論点を明確にし、深く審議を行うため、市長等に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の背景 (2) 検討した他の政策案等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 関係法令及び条例との整合性 (7) 政策の実施に係る財源措置 (8) 将来にわたる政策の効果及びコスト計算		B	・各号に掲げる事項を念頭に置きながら、議会審議における可否判断に係る情報を継続して求めていく。
	2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定により、市長等に対して施策別又は事業別の説明資料を求めることができる。	・令和6年度予算審査（令和6年3月・6月・9月・12月）及び令和5年度分決算審査（令和6年9月）の一般会計の審査に当たり、予算書及び決算書の事項別明細書（課別）資料の提出を求めた	B	・より効果的な政策につながるよう、今後も積極的に詳細な資料や情報の提出を求めていく。

議会基本条例		取組状況等	評価	今後の対応等
第 1 5 条	(議決事件) 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第 9 6 条第 2 項の規定により、積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。		B	・大きな予算が伴うもの、又は重要施策については、議会の議決事項に追加するよう検討が必要である。
	2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。		A	
第 1 6 条	(政策提言) 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して積極的に政策提言を行うものとする。	・政策提言会の開催 【令和 3 年度】 令和 3 年 8 月 1 8 日 【令和 4 年度】 令和 4 年 8 月 2 4 日 【令和 5 年度】 令和 5 年 8 月 2 1 日 【令和 6 年度】 令和 6 年 8 月 2 2 日	A	・政策提言会の場合だけではなく、ふだんから積極的に政策提案を行うよう努める。
	2 議会は、前項の目的を達成するため、政策提言会を行うことができる。	・政策提言会の開催 【令和 3 年度】 令和 3 年 8 月 1 8 日 【令和 4 年度】 令和 4 年 8 月 2 4 日 【令和 5 年度】 令和 5 年 8 月 2 1 日 【令和 6 年度】 令和 6 年 8 月 2 2 日	A	
第 1 7 条	(委員会の活動) 委員会は、その特性を活かし、専門的かつ具体的な議論により議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努めるものとする。	・所管事務調査の実施 ・各特別委員会の設置 ・予算委員会を分科会方式で実施 ・決算審査特別委員会に分科会方式を導入（令和 5 年度から実施）	A	・決算審査の内容を、翌年度予算に生かすことができる取組を調査・研究する必要がある。
第 1 8 条	(議会改革の推進) 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会の改革、活性化に取り組むものとする。	・議会活性化特別委員会の設置（令和 4 年 1 2 月 1 9 日から令和 7 年 1 月 9 日まで）	A	・議会活性化特別委員会からの議会活性化に係る検討結果のうち、「前任期における未実施の検討項目」を引き続き検討するとともに、今後も継続して議会の改革や活性化に取り組んでいく。
第 1 9 条	(議員研修の充実) 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	・議員研修会の開催 【令和 3 年度】 令和 4 年 2 月 8 日（中止） 【令和 4 年度】 令和 4 年 1 2 月 1 5 日 【令和 5 年度】 令和 6 年 1 月 2 6 日 【令和 6 年度】 令和 6 年 7 月 5 日	A	
第 2 0 条	(専門的知見の活用) 議会は、議案等の審査及び本市の事務に関する調査のため、必要に応じて法第 1 0 0 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用し、討議に反映させるものとする。		B	・意見の対立する議案等に対して、賛否両方の立場から専門的な意見を聞く機会を設けるなど、委員会単位での活用を検討する必要がある。
第 2 1 条	(危機管理) 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産又は生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする。	・防災訓練の実施 【令和 3 年度】 令和 3 年 1 1 月 1 5 日 【令和 4 年度】 令和 4 年 1 2 月 1 5 日 【令和 5 年度】 令和 5 年 1 2 月 1 8 日	B	・市議会での防災訓練だけではなく、地域での防災訓練等にも積極的に参加する必要がある。
第 2 2 条	(交流及び連携の推進) 議会は、他の自治体の議会又は議員との間でまちづくりに関する政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携に努めるものとする。	・西条・新居浜市議団市政協議会 ・東予地区市議会議員親睦大会	A	
第 2 3 条	(議会事務局) 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、調査及び法務機能をはじめとする議会事務局の充実強化に努めるものとする。		A	・職員の増員を含めた議会事務局の充実強化が必要である。

議会基本条例		取組状況等	評価	今後の対応等
第24条	(議会図書室) 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。		B	・議会図書室の機能強化及び利用促進に向けた取組が必要である。
第25条	(見直し手続き) 議会は、議員の一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。	・改選後の令和3年5月27日開催の議会運営委員会において、前任期中の議会活性化推進特別委員会（平成29年2月28日から令和2年12月22日）で、これまで推進してきた議会活性化の取組を確かなものとし、改選後の議会へ引き継ぐことを目的に、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会活性化に関する検討項目の評価・検証が実施されており、議会基本条例の目的が達成されているかどうかについても、一定の検討がされている。議会運営委員会であらためて検討を行うのではなく、評価・検証結果報告書に示された諸課題を踏まえ、議会基本条例に規定される目的の達成に向け、取組を進めるとともに、必要に応じて適切な処置を講ずることとした。 更に、その後設置された議会活性化特別委員会（令和4年12月19日から令和7年1月9日）において、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究が行われた。	B	・議会基本条例の評価・検証については、議会運営委員会委員だけではなく、全議員の意見を聴くなどして行う必要がある。
	2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。		B	・評価・検証結果に応じて必要な対策を講じ、本条例の目的の達成に向けた取組を進めていく。